り妥結し妥結の分五月一日より実施することに
なれる。
一、賃金　五月一日より平均一人一日金一円八十銭
　　但し本給の外に左記各種の手当を別途支給する
　　ものとする。
　　イ、家族手当　一人一日金十銭
　　ロ、通勤手当　一人一日金十銭
　　ハ、皆勤手当　一人一日金十銭
　　ニ、超過勤務手当　一人一時間金二十銭
　　ホ、深夜業手当　一人一時間金十銭
　　ヘ、危険作業手当　一人一日金十銭
　　ト、坑内作業手当　一人一日金十銭
　　チ、出張旅費　一人一日金三円
　　リ、住宅手当　一人一日金十銭
　　ヌ、食事手当　一人一日金十銭
　　ル、寒冷地手当　一人一日金十銭
　　ヲ、特殊作業手当　一人一日金十銭
　　ワ、特別手当　一人一日金十銭
　　カ、通勤手当　一人一日金十銭
　　ヨ、家族手当　一人一日金十銭
　　タ、通勤手当　一人一日金十銭
　　レ、特別手当　一人一日金十銭
　　ソ、通勤手当　一人一日金十銭
　　ツ、家族手当　一人一日金十銭
　　ネ、通勤手当　一人一日金十銭
　　ナ、家族手当　一人一日金十銭
　　ラ、通勤手当　一人一日金十銭
　　ム、家族手当　一人一日金十銭
　　ウ、通勤手当　一人一日金十銭
　　ノ、家族手当　一人一日金十銭
　　オ、通勤手当　一人一日金十銭
　　ク、家族手当　一人一日金十銭
　　ヤ、通勤手当　一人一日金十銭
　　マ、家族手当　一人一日金十銭
　　ケ、通勤手当　一人一日金十銭
　　フ、家族手当　一人一日金十銭
　　コ、通勤手当　一人一日金十銭
　　エ、家族手当　一人一日金十銭
　　テ、通勤手当　一人一日金十銭
　　ア、家族手当　一人一日金十銭
　　サ、通勤手当　一人一日金十銭
　　キ、家族手当　一人一日金十銭
　　ユ、通勤手当　一人一日金十銭
　　メ、家族手当　一人一日金十銭
　　ミ、通勤手当　一人一日金十銭
　　シ、家族手当　一人一日金十銭
　　ヒ、通勤手当　一人一日金十銭
　　モ、家族手当　一人一日金十銭
　　セ、通勤手当　一人一日金十銭
　　ス、家族手当　一人一日金十銭
　　ン、通勤手当　一人一日金十銭

（協調會勞働課）

9.1.6.

常務理事
勞働課長
事務主任
從業員

神中鉄道株式会社　労働争議

参加人員　一四一名
関与組合　ナシ
期間　自二月十七日　至三月十五日

労使懇談会社より申出により
労使懇談会を開き事業不振の際より
かゝる争議を惹起するに至りたる
事情を説明し会社更生の為め諒解を
求めたるに対し従業員より整理並に
賃金引下げ絶対反対の意向強く
遂に妥結するに至らず
一方拡張機関車入庫支援ストライキ
一日実施

（裏）

所轄出張調査官報告